

名古屋市教育委員会定例会

平成 27 年 3 月 25 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 案

- 第24号議案 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則案について
第25号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
第26号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
第27号議案 名古屋市学校事務支援センター規則の一部を改正する規則案について
第28号議案 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について
第29号議案 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について
第30号議案 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
第31号議案 教育長専決規則の一部を改正する規則案について
第32号議案 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について
第33号議案 名古屋市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則案について
第34号議案 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について
第35号議案 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について
第36号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
第37号議案 名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則案について
第38号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
第39号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について
第40号議案 名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について
第41号議案 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について
第42号議案 名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則案について
第43号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
第44号議案 博物館の登録に関する規則案について
第45号議案 名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について
第46号議案 名古屋市教育振興基本計画の策定について

出席者

服 部	はつ代	委員長
梶 田	知	委員
福 谷	朋子	委員
小 栗	成男	委員
野 田	敦敬	委員
下 田	一幸	教育長

教育次長始め、事務局職員27名

(服部委員長)

それではただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件について、第28号議案として「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。なお、議案番号は、お手元配付の資料のとおりといたします。

それでは、第24号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第24号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則案について」をご説明いたします。この規則は、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容は、伝統的建造物群保存地区内での現状変更行為の許可に関する手続きや名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の組織及び運営に関することでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日でございます。よろしくご審議をお願いします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第24号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、住宅都市局職員の方はご退室ください。ありがとうございました。

【住宅都市局職員退室】

(服部委員長)

続きまして、第25号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、第27号議案「名古屋市学校事務支援センター規則の一部を改正する規則案について」、第28号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」、第29号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」の5件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第25号議案から第29号議案までにつきましては、平成27年度の事務局・公所の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

まず、第25号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」をご説明いたします。この協議は、市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについて、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものです。

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、新しい教育委員会制度が施行されることとなりました。新制度においては、市長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を置くとともに、市長は同会議において、教育委員会と協議して、教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとなります。

このことから、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定」及び「総合教育会議の運営」に関することにつきまして、教育長が新たに市長の事務を補助執行するものでございます。ただし、大綱の策定につきましては、総合教育会議において大綱の内容全部について調整がついた場合に限るものです。なお、実施日は、平成27年4月1日からでございます。

次に、第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。平成27年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。組織改正の内容につきましては、平成27年2月5日の教育委員会で報告いたしました。今回正式に規則として定めるものであります。議案の最後に参考として事務局の機構図を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

改正の内容は主に3点ございます。1点目は教育委員会制度改革に関するものでございます。第25号議案でお諮りした補助執行を実施することに伴い、総務課の分掌事務及び主幹（調査）の分担事項に、「総合教育会議の運営に関すること」及び「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること」を加える等、所要の改正を行うものでございます。

2点目はその他の総務部の組織改正についてでございます。まずはじめに、学事課の事務についてですが、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行することや、平成26年度から始まった高等学校等の就学支援金制度の対象者が学年進行したことにより、学事課の事務である授業料等に関する事務は増大することが見込まれます。このような事務に加え、学事課では番号制度への対応や、新たな就学援助システムの構築に関する事務などの事務が加わり、事務量が増大する見込みです。そこで、従来学

事課の事務でございました、市立の高等学校と幼稚園の授業料等に関する事務を学校事務支援センターの事務に移管するものでございます。

次に主幹（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）の設置についてでございます。学校を始めとする教育施設について、施設の長寿命化や他局の施設との複合化等、全庁的にアセットマネジメントの取組みを具体的に推進するため、新たな主幹を設置するものでございます。

3点目は学校教育部の組織改正についてでございます。総務局の指針に従い、現在附属機関に類する機関として運用している会議について、見直しを行うこととなりました。名古屋市いじめ対策検討会議については、今後附属機関として運用するため、指導室の分掌に当該検討会議に関する事務を加えるものでございます。

なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。ただし、新教育長の設置に係る規定改正につきましては、現職の教育長が在職しないこととなる日からでございます。

次に、第27号議案「名古屋市学校事務支援センター規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、組織改正に伴い、従来学事課の事務でございました、市立の高等学校と幼稚園の授業料等に関する事務を、学校事務支援センターの事務に移管するため、規定の整備を行うものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

次に、第28号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、附属機関に類する機関の見直しに伴い、児童図書選定協議会について、今後は懇談会として基準で設置、運用するため、図書館整理課収集整理係の分掌事務を変更するものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

次に、第29号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、大学や研究機関等との連携をより強化するなどして、新たな事業展開を図るため、現在学芸課において天文を担当している主査を廃止し、新たに科学館に天文担当の主幹を設置するものです。なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。よろしくご審議をお願いします。

（服部委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第25号議案から第29号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（服部委員長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第30号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案に

ついて」、第31号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案について」、第32号議案「名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について」、第33号議案「名古屋市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則案について」、第34号議案「名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」、第35号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」の6件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課)

第30号議案から第35号議案までにつきましては、教育委員会制度改革に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

新しい教育委員会制度においては、教育長は委員長と一本化されるとともに、市長が直接任命する特別職になること等から、所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日は、いずれも平成27年4月1日からでございます。ただし、新教育長の設置に係る規定改正につきましては、現職の教育長が在職しないこととなる日からでございます。

まず、第30号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、改正内容が2点ございます。1点目は、地教行法の一部改正に伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととなること等から、規定の整理を行うものでございます。

2点目は、これまで本規則において規定されておりました、教育委員会に対する請願の手続について定めるものでございます。

次に、第31号議案「教育長専決規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、改正内容が4点ございます。1点目は、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い、市立の専修学校及び各種学校に係る設置廃止等の認可権限が県から市に移譲されることから、当該認可について、教育委員会で議決をいただくこととするものでございます。

2点目は、いじめ対策検討会議及び伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置に伴い、当該会議の委員の委嘱について、教育委員会で議決をいただくこととするものでございます。

3点目は、地教行法の一部改正に伴い、教育長の任命権者が市長となることから、教育長の任免について、教育委員会の議決事項から削除するものでございます。

4点目は、教育委員会の議決事項及び教育長への委任事項につきまして、事務を整理したことにより、所要の改正を行うものでございます。

以下、第32号議案「名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について」、第33号議案「名古屋市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則案について」、第34号議案「名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」、第35号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、地教行法の条項ずれへの対応や、委員長を教育長に改める等、単純な規定の整理のみを行うものでございます。以上で

ございます。よろしくご審議をお願いします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第30号議案から第35号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第36号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、第37号議案「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則案について」、第38号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、第39号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」、第40号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」の5件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第36号議案から第40号議案までにつきましては、学校に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

まず、第36号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、向陽高等学校に国際科学科を設置すること及び募集人数の変更や、生徒の進級により学級数が増減することから、向陽高等学校始め2校の生徒定員を変更するものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からです。

次に、第37号議案「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、向陽高等学校に国際科学科を設置することに伴い、専門学科等に係るグループの編成において、向陽高等学校の属するグループを定めるものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からです。

次に、第38号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、募集する学級数の変更や生徒の進級により学級数が増減することから、西養護学校始め3校の高等部普通科の生徒定員を変更するものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からです。

次に、第39号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、改正内容が2点ございます。

1点目は、授業料の納付方法、入学料等に関する規定に関するものでございます。名

古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正により、授業料の額が、全園児について一律の額を年額で定めたものから、園児の保護者の所得等に応じた額を月額で定めるものになります。これに伴い、授業料の納付方法等に関する規定を整備するものでございます。

2点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、第二幼稚園始め19園について、園児の定員を減ずるものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

次に、第40号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正により、授業料の額が全園児について一律の額を年額で定めたものから、園児の保護者の所得等に応じた額を月額で定めるものになります。これに伴い、園児の保護者の所得等を理由とする減免規定を削除し、その他所要の整備を行うものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からでございます。よろしくご審議をお願いします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第36号議案から第40号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第41号議案「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第42号議案「名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第43号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第44号議案「博物館の登録に関する規則案について」の4件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第41号議案から第44号議案まで一括してご説明いたします。

まず、第41号議案「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、博物館のギャラリーにおける作品展示準備のために休館日に車で来館する利用者のため、休館日における駐車場の使用方法について定めるものです。なお、施行期日は、平成28年1月1日からです。

次に、第42号議案「名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、図書館協議会の会議の効率的な運営を図るため、定例会の回数を年6回から年4回に改める等、規定の整備を行うものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からです。

次に、第43号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則改正は、改正内容が2点ございます。

1点目は、生涯学習センターの集会室等の営利目的での使用について、先の条例で使用料等を定めたところですが、今回、施設の使用申込書の受理期間についても、生涯学習活動のために使用する従来の利用者との差別化を図るため、所要の改正を行うものでございます。この改正により、営利事業のために使用する者の使用申込書の受理期間を従来の利用者より14日遅らせるものでございます。

2点目は、生涯学習センターの附属設備のうち利用実績の極めて少ない設備を廃止し、新たにプロジェクターを全館に設けるものでございます。新しい料金は、平成27年10月1日からの使用について適用します。

次に、第44号議案「博物館の登録に関する規則案について」をご説明いたします。この規則は、博物館法の一部改正において、博物館の登録に関する事務及び権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、名古屋市内の博物館の登録に関する事項を定めるものでございます。なお、施行期日は、平成27年4月1日からです。よろしくご審議をお願いします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第41号議案から第44号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第45号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第45号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の一部改正について」をご説明いたします。この取扱方針の改正は、国家公務員に係る懲戒処分の指針が一部改正され、放置自転車盗などの遺失物等横領、盗撮行為について、新たに標準量定が定められたことを受け、これにあわせて本市教育委員会懲戒処分の取扱方針を改正するものでございます。

改正の内容は、遺失物等横領の量定を減給又は戒告に、盗撮行為の量定を停職又は減給に定めるものでございます。

今回の改正は、これらの行為を懲戒処分の標準例として明示するものでございますが、かねてよりこれらの行為は処分の対象であり、過去の実際にこのような行為をした職員に対しては、今回明示する標準量定と同様の処分を行っており、処分の考え方、

量定判断の考え方に変更はございません。

なお、改正後の取扱方針は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に発生した処分事由となる非違行為について適用するものでございます。また、市長部局においても、同様の改正が同日付で行われる予定であると聞いております。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第45号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第46号議案「名古屋市教育振興基本計画の策定について」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

それでは、第46号議案「名古屋市教育振興基本計画の策定について」をご説明いたします。新たな名古屋市教育振興基本計画につきましては、昨年度以来、教育委員のみなさま方にもご議論いただきながら策定作業を進めてまいりましたが、このたび最終的な計画案を議案として提出させていただきます。

教育委員会12月定例会において、計画案についてご協議いただきましたが、その際に委員のみなさまからいただいたご意見、また1月に行った教育子ども委員会の所管事務調査、さらには1月から2月にかけてのパブリックコメントなどの結果も踏まえまして、今回の最終案となっております。

また、ご指摘のございました、「施策の背景が理解しやすいように」、「視覚的にも見やすいものに」といった点にも対応させていただいたところでございます。

計画案の5ページ及び6ページ、あるいは7ページから13ページにかけまして、計画に登載しました施策や事業の全体像をご覧いただけるような形になっております。ご覧いただきたいと存じます。

次に施策ごとの内容につきましては、14ページから17ページにかけましてご覧ください。施策1のところでございますが、14ページのところでございますように、基本的方向ごとに掲げました目標、施策ごとに設定しましためざす姿と計画期間内に設定する目標、成果指標、そして重点的取組を、それぞれご覧のようなデザインで表記いたしました。また、事業内容を視覚的にイメージできる写真等も適宜、掲載するよういたしました。

少し飛びまして、59ページをご覧ください。59ページから93ページにかけましては、

今回の計画策定にあたって参考とした、33項目にわたるデータとその分析につきまして、収録をいたしました。

一例といたしまして、63ページをご覧ください。データに関するグラフや図表を掲げ、その下の青の点線で囲った枠の中に分析内容を記載してございます。また、各項目の右下のところには、当該データと関連の深い施策について記載をいたしましたところでございます。

続きまして、94ページをご覧ください。このページ以降は、計画策定の経過の記録でございます。今回の計画策定では、教育現場や児童生徒の方々から、広くご意見やお声をお聞きし、計画内容への反映に努めてきました。教育委員のみなさまにも、様々な意見交換の場にご出席をいただきました。このような機会を通じ、多数いただいたご意見等につきましても、計画の一部として収録をいたしましたものでございます。

95ページ及び96ページは、昨年5月から6月にかけて、教育委員会事務局職員及び教職員を対象に実施した意見募集についてでございます。

97ページから100ページにかけては、小・中・高校の計5校で実施した児童生徒との意見交換会についてでございます。

100ページから101ページにかけては、昨年11月に開催した教育シンポジウムについてでございます。当日の市民ヒアリングでいただいた意見に加え、会場で行ったアンケートにより寄せられたご意見も掲載してございます。

102ページから106ページにかけては、有識者及び教育関係者にお聞きをいたしました、専門的な視点からのご意見についてでございます。

最後に、106ページから113ページにかけては、計画案に対するパブリックコメントの結果についてでございます。21人の方から寄せられた61件のご意見と、それらに対する教育委員会の考え方について掲載しております。

以上、簡単ではございますが、計画案の説明を終わらせていただきます。本日ご議決をいただきましたら、来月4月1日から計画期間が始まりますので、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

(福谷委員)

大変素晴らしいものに仕上げていただきました。本当にありがとうございました。このグラフ等も見やすいものですし、写真も多用されていますし、あと色合いがとても優しくて表紙の絵ともよく合っていて、良いものになったなと思いながら読ませていただきました。内容については、審議の過程で色々と言わせていただきましたので満足しております。どうもありがとうございました。

(野田委員)

内容については福谷委員と一緒にすけれども、94ページ以降のところですね、25年10月からですから1年半かけて我々も含めながら多方面、本当に幅広く意見を聞いて

いただいて、それが見事にこういう位置付けで、こういう形でできあがってきたということがわかるように示されているので、とてもいいなというふうに思いました。本当にありがとうございました。

(梶田委員)

大変すばらしいものになりました。ありがとうございました。

(小栗委員)

ありがとうございました。

(服部委員長)

本当に長い間取り組んでいただいて、なおかつ多方面の意見を盛り込んでいただいて良いものに仕上げていただいたなというふうに思っております。この基本計画に沿って、より良い名古屋市の教育ができたらいいなと思っております。

それでは第46号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日本日予定の案件は全て終了しました。教育委員会定例会を終了します。

午前 10 時 31 分終了